

令和7年白浜町議会第3回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和7年9月18日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和7年9月18日 10時00分

1. 閉 議 令和7年9月18日 11時13分

1. 閉 会 令和7年9月18日 11時13分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 10名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	
11番	長 野 莊 一	12番	

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 中 尾 隆 邦 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総務課長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	森 本 真 司
民生課長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	柴 田 浩 司

生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	清水 寿重	上下水道課長	山口 和哉
地域防災課長	木村 晋	消防長	楠川 雄平
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	小川 将克

1. 議事日程

- 日程第1 報告第6号 第28期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について
- 日程第2 報告第7号 令和6年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について
- 追加日程第8 議案第86号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
- 日程第3 令和7年請願第1号 議員に関わる重大事案に関する事実確認および倫理的審査を求める請願 (委員会審査報告)
- 日程第4 発議第3号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について
- 日程第5 発議第4号 議員派遣について
- 日程第6 発委第7号 閉会中の継続調査申出書
- 日程第7 発委第8号 閉会中の継続審査申出書

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第8

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和7年第3回定例会4日目を開会します。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 中尾君

○番外(事務局長)

諸報告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議会運営委員会 請願審査報告書を配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。

本日、議会閉会後に議員懇談会、議会広報特別委員会の開催を予定しておりますのでよろしくをお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほど、よろしくをお願いします。

それでは、次に決算審査特別委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。委員長に5番 堅田君、副委員長に9番 水上君と決定しましたので、報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 報告第6号 第28期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第1 報告第6号 第28期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第6号は以上で終わります。

(2) 日程第2 報告第7号 令和6年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について

○議 長

日程第2 報告第7号 令和6年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第7号は以上で終わります。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 01 分 再開 10 時 48 分)

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長より報告を行います。

8 番 議会運営委員長 西尾君 (登壇)

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

当局より、追加議案1件の提出がございます。

これを日程に追加し、追加日程として審議をお願いすることになりました。

以上で報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

当局より、追加議案1件の提出があります。

これを日程に追加して、追加日程として日程の順序を変更し議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案は日程に追加して直ちに議題とすることといたします。

資料を配布してください。

(資料配布)

(3) 追加日程第8 議案第86号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第8 議案第86号 富田共有財産組合委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 大江君 (登壇)

○番外 (町 長)

本日新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。
議案第86号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、議案書(P.568～570)に基づき説明した。

選任について、何とぞご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

提案説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第86号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(4) 日程第3 令和7年請願第1号 議員に関わる重大事案に関する事実確認および倫理的審査を求める請願 (委員会審査報告)

○議 長

日程第3 令和7年請願第1号 議員に関わる重大事案に関する事実確認および倫理的審査を求める請願についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 中尾君

○番 外(事務局長)

請願審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に対する委員長報告を求めます。

8番 議会運営委員長 西尾君(登壇)

○8 番

議会運営委員会に付託されておりました案件でございますけれども、ただいまから委員の皆様にご審議いただきました内容を踏まえて、委員長報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本請願は、令和7年5月26日に当議会に提出され、令和7年請願第1号「議員に関わる重大事案に関する事実確認および倫理的審査を求める請願」として、後に400余名の署名を添えて当委員会に付託されました。

委員会は、6月3日、6月13日、6月17日、7月17日、8月26日、9月17日の計6回にわたり委員会を開催し、審査を行いました。特に審査の際には、紹介議員の意見や趣旨の説明も徹し、その審査の公平な運用に心がけました。委員からは、地方自治法第132条の条文の解釈も踏まえ、「個人のプライベートな問題として、請願の趣旨になじまない」といった意見や、また「請願者の願意を踏まえ、慎重な取扱いが必要」といった意見など様々な意見が出されました。

しかし、審査の途中で請願の対象者である議員が議員辞職を行ったため、請願の主たる願

意である、「事案の事実確認」などの審議が深められないとして、令和7年8月26日の委員会採決を行いました。採決の結果、請願第1号「議員に関わる重大事案に関する事実確認および倫理的審査を求める請願」については、全会一致をもって「不採択とすべきもの」として結論を得ましたので、会議規則第94条第1項の規定に基づき報告をいたします。

委員の皆様には慎重にご審議をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、倫理的審査を求める内容につきましては、この請願の趣旨に関わらず、引き続き当委員会としても条例の制定なども含め、積極的に取り組むことを提言する次第であります。

よろしくお祈りを申し上げます。

○議 長

ただいま議会運営委員長より、委員長報告がございました。

それでは、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。

令和7年請願第1号についての委員長報告は、不採択とすべきものです。

お諮りします。

令和7年請願第1号 議員に関わる重大事案に関する事実確認および倫理的審査を求める請願を採択することに賛成の方は、起立を願います。

(起立者なし)

○議 長

起立者なしです。

したがって、令和7年請願第1号 議員に関わる重大事案に関する事実確認および倫理的審査を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

(5) 日程第4 発議第3号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について

○議 長

日程第4 発議第3号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 中尾君

○番 外(事務局長)

発議第3号を朗読した。

○議長 長

提案理由の説明を求めます。

1番 廣畑君（登壇）

○1番

それでは、提案理由を朗読します。重複するところもあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

冤罪は、国家による人権侵害です。人権国家を標榜する我が国にとって、また、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとっても重要な課題です。

現行の再審規定は、再審請求の審理方法なども明記されておらず、裁判所の広範な裁量に委ねられています。担当する裁判官の至誠さによる、いわゆる審理格差が生じています。特に証拠開示の判断に大きな差があると言われていています。それゆえに、どの裁判官にあたってても公平かつ適正な審理が受けられるよう、その手続規定を明文化して整備することが求められています。

また、多くの冤罪事件で、警察や検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において開示されたことが、冤罪被害者を救済するための原動力となっています。

例えば、7月18日に再審無罪が出た39年前の福井女子中学生殺人事件で、60歳の前川さんは第二次再審請求審で裁判官の強い訴訟指揮により、やっと開示された278点の証拠資料が再審開始や無罪の決め手となりました。

静岡県の袴田事件や鹿児島県の大崎事件、この大崎事件では該当する、いわゆる被告は10年の刑を終えて、なおかつ再審の請求をしております。今、九十六、七歳だと思いますが、そういう高齢になっています。また、埼玉県狭山事件なども、私どもが若い頃の事件で記憶に新しいところでもあります。狭山事件の石川さんはもう亡くなられております。いずれも高齢になっても裁判を戦い、また戦いながら無念にも亡くなられた方もおられます。このようなことのないよう、刑事訴訟法の再審規定の改定を求める意見書の提出を求めます。

○議長 長

提案説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議長 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

発議第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第5 発議第4号 議員派遣について

○議 長

日程第5 発議第4号 議員派遣についてを議題とします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、タブレットに配布のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはタブレットに配布のとおり決定いたしました。

(7) 日程第6 発委第7号 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第7 発委第8号 閉会中の継続審査申出書(総務文教厚生常任委員会・決算審査特別委員会)

○議 長

日程第6 発委第7号 閉会中の継続調査申出書、日程第7 発委第8号 閉会中の継続審査申出書を一括議題とします。

各委員長の出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって、令和7年第3回定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶の申出がありますので、この際、これを許可します。

番外 町長 大江君(登壇)

○番 外(町 長)

議長のお許しをいただきまして、閉会にあたりまして、一言議員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

9月2日に本定例会が開会をしていただきまして以来、本日まで皆さんには、私どもがご提案を申しあげました議案、そしてまた、案件につきまして、大変貴重なご意見をいただきました。そして、議案もご同意をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

言わずもがなではありますけれども、議長はじめ議員の皆様は、日々町民の皆様としっかり向き合い、いろんな諸課題、諸問題に対して現場の声を聞かれているわけでありまして。私

どもも、そういう議員の皆さんのいただいた声をしっかりと受け止めてやらせていただいているつもりであります。

本定例会におきましては、4名の皆様からいろいろとご意見もいただきました。私につきましては、私の方向が見えない、私が何をやろうとしているのかなかなか見えないというご意見もいただきましたけれども、そういうご意見の中で、どうかひとつこの議会を通じて具体的に、またそれぞれ議員の皆様にもいただきましたら、私もしっかり向き合っていきたいと思えます。どうか季節の変わり目であります。議長はじめ議員の皆様には体調を崩されないように、しっかりまた頑張ってくださいと思います。

心から閉会にあたりまして、ご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げまして、お礼の言葉に代えさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

本日をもって白浜町議会令和7年第3回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会令和7年第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

議長 溝口 耕太郎は、11時13分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和7年9月18日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員